

第494回宮城海区漁業調整委員会議事録

委員会の招集

- (1) 招集者 会長 關 哲夫
(2) 発送年月日 令和5年4月17日(月曜日)

委員会の開催

- (1) 日時: 令和5年4月26日(水曜日)
午後3時
(2) 場所: 県庁舎11階 第二会議室

議題

審議事項
潜水器漁業の制限措置(案)について

報告事項

- (1) 第39回太平洋広域漁業調整委員会について
(2) 令和5年度水産関係業務主要施策の概要について

その他

出席委員

会長	關 哲夫	委員	鈴木 章登
会長代理	岩沼 徳衛	"	伊藤 新造
"	鈴木 政志	"	千葉 富夫
委員	高橋 平勝	"	平井 光行
"	菊田 守	"	舘田 あゆみ
"	高橋 一郎	"	尾定 誠
"	大江 清明	"	石森 裕治

欠席委員

委員 木村 千之

執行部（事務局）出席者
別紙のとおり

○事務局 高橋総括次長

定刻前ではございますが、関係者の皆様そろいましたので、始めさせていただければと思ひます。

開会に先立ちまして、この4月に人事異動により県及び事務局の職員の異動がございましたので、若干お時間を頂戴いたしまして異動がありました主な職員を私の方から紹介させていただきます。（別紙により異動した職員を紹介）

続きまして、今回新年度初めての委員会となりますので、改めて、海区委員の皆様を席次番号順に私の方から紹介させていただきたいと思います。（別紙により委員を紹介）

以上で、人事異動のありました県及び宮城海区委員の紹介を終わらせていただきます。

それでは、ただ今から、第494回宮城海区漁業調整委員会を開催いたします。

本日の委員の出席状況は、14名の方が御出席されておりますことから、漁業法第145条の規定による過半数を満たしており、本委員会は成立しておりますことを御報告申し上げます。

それでは開会の挨拶を關会長にお願いいたします。

○關会長
(挨拶)

○事務局 高橋総括次長

ありがとうございました。

続きまして、宮城県水産林政部 長谷川副部長に御挨拶をお願いいたします。

○水産林政部 長谷川副部長
(挨拶)

○事務局 高橋総括次長

ありがとうございました。

それでは、議事に入ります前に資料の確認をさせていただきます。

配布資料の右上に番号を振っておりますので、お手元の資料を御確認いただければと思います。

まず資料1といたしまして、審議事項「潜水器漁業の制限措置（案）等について」、資料2といたしまして、報告事項（1）「第39回太平洋広域漁業調整委員会について」、資料3といたしまして、報告事項（2）「令和5年度水産関係業務主要施策の概要について」、その他、次第には記載しておりませんが、「令和4年漁期小型さんま漁船のまいわ

し採捕結果について」、また、カラーのほや祭り2023の開催チラシも入れております。それに加えまして、親睦会の関係で、資料を2枚お配りしております。

お手元の資料を御確認いただきまして、不足等ありましたら事務局にお声がけください。よろしいでしょうか。

それでは議事に入らせていただきます。關会長、議事進行をよろしくお願ひいたします。

○關会長

それでは議事に入りますが、その前に議事録署名委員の指名を行いたいと思います。

6番の高橋一郎委員、13番の尾定委員お願いします。

それでは、お手元の会議次第により議事を進めてまいりますので、よろしくお願ひします。

【審議事項】

○關会長

審議事項「潜水器漁業の制限措置（案）等について」を上程いたします。県から説明をお願いします。阿部課長お願いします。

○水産業振興課 阿部課長

それでは、審議事項「潜水器漁業の制限措置（案）等について」御説明させていただきます。資料1を御覧願います。

令和2年12月1日に施行されました改正漁業法によりまして、知事許可漁業におきましては、大臣許可漁業の規定に準じた許可手続きを行うこととされ、許可の内容といたしまして「制限措置」を定めた上で、海区漁業調整委員会の意見を聴いて公示を行うこととなっております。

本日は、漁業法第58条において準用いたします同法第42条第3項の規定に基づき、潜水器漁業の許可に係る制限措置の内容等について御審議いただくものでございます。

潜水器漁業につきましては、1年許可となつてございますので、昨年4月の委員会におきましても制限措置の御審議をいただいております。令和5年度分の許可について今回御審議いただくことといたしております。

詳細につきましては、担当から御説明いたします。よろしくお願ひします。

○關会長

阿部課長ありがとうございました。それでは、永木技術主任主査お願いします。

○水産業振興課 永木技術主任主査

審議事項「潜水器漁業の制限措置（案）等について」、資料1を用いて説明させていただきます。

資料1、1枚おめくりいただきまして1ページ目を御覧ください。1ページ目は、県から海区漁業調整委員会宛ての諮問文書の写しとなってございます。

もう1枚めくりまして、資料の2ページ目、3ページ目を御覧ください。2ページ目、3

ページ目につきましては、今回公示を予定しております制限措置の具体的な内容となつております。こちらにつきましては、後ほど詳しく御説明させていただきます。

資料、更に進みまして、めくっていただきまして4ページ目、5ページ目から御覧ください。4ページ目からでございますけれども、潜水器漁業許可の概要についての資料となっております。1番の潜水器漁業の概要ですけれども、潜水器漁業につきましては、本県の重要な磯根資源であるあわび、うにを漁獲対象とした漁業となっておりまして、これまで素潜り等で採捕されてきた経過がございますけれども、より深場での採捕ですとか漁獲効率の向上のためということで空気又は酸素を補給する器具を備えた潜水器を用いるということで知事の許可制となっております。

2番の許可制に係る経緯の部分でございますけれども、元々は共同漁業権の行使規則に基づきまして、営まれていたあわび、うに等の漁業でございますけれども、密漁が横行したということで、その被害が大きな問題となっておりまして、平成3年に業界の方から資源管理それから密漁防止といった観点から漁業調整規則の改正に関する要望が提出され、平成5年に知事許可漁業として規定されたものでございます。その際、併せて採捕禁止期間の設定、それから潜水器漁業の夜間操業の禁止についても規定されております。最後のポツの運用面ですけれども、平成24年からは許可申請に当たって適格性の確認ということで県の警察の方に反社会的勢力に関する身分照会についても行っております。

3番の参考データとして挙げておりますけれども、あわび等の漁獲、本県における漁獲量の推移でございます。こちらの漁獲量に関しましては、潜水器以外のものも含んでおりますけれども、御覧のとおりとなっております。

ページ進みまして、5ページ目の4許可の概要ということで、表になっておりますけれども、こちらは取扱方針の方で規定しております現行の許可の制限措置の内容となっております。漁業種類、潜水器漁業、操業区域と操業時期に関しましては、各免許を受けた漁業協同組合から同意を得た区域、それから時期となっております。時期に関しては、ただし、漁業調整規則に定める各魚種の禁止期間を除くということで、禁止期間につきましては、5ページの真ん中あたりの図のとおりとなっております。推進機関の馬力数は定めなし、許可又は企業の認可をすべき漁業者の数についても定めなしとなっておりまして、下の補足1に書いておりますとおり、こちらの漁業につきましては、元々共同漁業権に基づいて採捕してきた漁業ということで、漁協が自営事業として、もしくは漁協内で青年部或いは支部等で各浜での合意の上で許可申請を行い営むということで漁業秩序が維持されているということで、許可等すべき漁業者の数につきましては、漁業権者の中で調整されているということで定めなしとなっております。表の最後の漁業を営む者の資格でございますけれども、(1)として、共同漁業権の組合員行使権を有する者、それから、免許を受けた組合等となっております。操業区域が、共有の漁業権にあっては、組合の同意を得た者となっております。実態といたしましては、組合が自営であるとか支部、青年部、部会といった形で営まれております。許可の期間は、1年となっております。5ページ目の一番下にいきまして補足2としてですけれども、変更の許可についてでございます。こちらの潜水器漁業につきましては、令和4年の5月、知事許可漁業の変更の許可に関する取扱方針というものを制定しております。制限措置の変更、ただし、漁業種類、操業区域、漁業時期に限るとしておりますけれども、これらの変更を認めることとしております。そのため、今

回の漁業権の切替え、或いはそれに伴う行使規則の変更などに伴いまして、操業区域の追加等があった場合には、変更の許可により対応することと予定しております。なお、こちらの取扱方針については、資料1の最後、8ページ目に載せておりますので御確認いただければと思います。

資料6ページ目を御覧ください。6ページ目、7ページ目につきましては、許可の実績についての参考資料となっております。6ページ目には、これまでの許可の件数の推移を載せております。直近の令和4年度ですと55件、その前の令和3年度も55件というような形になっております。7ページ目は、昨年の潜水器漁業の許可の状況となっております。北から順番に漁業権番号順に並んでおりまして、採捕対象がなんであるかということと経営区分が組合自営であるのか、それから支部、部会等での許可であるのかということを整理した表となっております。組合自営が20件、支部、部会等で35件の55件ということで内訳になっております。

資料2ページ目にお戻りください。具体的な制限措置の内容でございます。こちらの内容は、先ほど御紹介しました表をベースにしておりますけれども、昨年度から、区域それから時期の記載については、操業の予定にあわせた形で細かく記載することと水産庁から指示がありまして、それに基づいて、操業の区域については、共同漁業権の番号を載せております。それから、漁業の時期につきましても、操業の予定にあわせた形で細かく記載させていただいております。表の下の※1でございますけれども、操業区域に関しまして、令和5年9月1日以降漁業権の切替えがございますので、漁業権の切替え後には、免許する類似漁業権の免許内容に読み替えるということで対応させていただきたいと思います。最後に、2番の許可又は起業の認可を申請すべき期間につきましては、通年というふうになっております。資料の説明は以上でございます。審議についてよろしくお願ひいたします。

○關会長

はい、ありがとうございました。県から説明終わりましたので質疑に入ります。

御質問等ございましたら御発言願います。

なお、発言に際しましては、挙手の上、議長の指名を得てから、番号及び氏名を述べて、御発言お願いします。

御質問ありませんか。はい、高橋委員。

○高橋（一）委員

5ページの許可の条件ということありますけれども、あわび等の禁止期間とあります。その中で、禁止期間がうにの場合、10月から1月までとなっていて、そうすると、2月から採捕可能ということになりますよね。現実的に2月から採捕している地域というのはどこなんでしょうか。分かりますか。

○關会長

はい。芳賀さん、お願いします。

○水産業振興課 芳賀技術補佐

県の調整規則の方では、禁止期間を1月末までとしておりますが、実際に2月にうにを獲っている地区はないと認識しております。以前ですと、3月、4月くらいには獲られたこともあったかと思いますが、最近ですともう少し時期が経つてから、5月くらいからですかね本格化するのが。ですので、2月の採捕という実態はないと思います。

○關会長

はい。高橋委員よろしいですか。

○高橋（一）委員

2月、3月の寒い時期、身がほとんどない時期ですね。特別に漁業している方がおられるのかなと思ってお尋ねしたわけですが、実際はないんですね。この期間はね。現実には空期間ですね。2月いっぱい、もしくは3月いっぱいまで禁止期間伸ばしてもいいと思いますがね。それなりにいろんな考え方があると思いますが。

○關会長

考え方あるんですか、県では。

芳賀さん、お願いします。

○水産業振興課 芳賀技術補佐

うにの禁止期間については、身が入らない時期というよりは、再生産のための保護する時期ということで禁止期間を設定しておりましたので、1月末までということなんだと思います。今現在、禁止期間の見直しの具体的な検討はなされていない状況ですが、何か現場の方で御意見があれば、お話の方を伺っていきたいと思います。

○關会長

高橋さんよろしいですか。

どうやら、禁止期間に入れなくても獲る人はいないという状況のようですが。

はい、佐藤課長お願いします。

○水産業基盤整備課 佐藤課長

身入りもあるんですけれども、当方で展開しています磯焼け対策の一環として、畜養用の身入りのないようにを獲って、陸上で畜養するというふうな採捕は一部で行われていると認識してございますので、そういう意味では、この時期にそういった活動もされている部分が一部あるということは認識してございます。

○關会長

どうもありがとうございました。

どうやら生態学的意義があるということのようですので、高橋さんよろしいでしょうか。

○高橋（一）委員

いろんな方法でそういう育成環境を整えていくのであれば、勉強したいなとそういうふうに思っております。

私の地域の志津川地区では、美味しいようにを思っているので、2月、3月に採捕しているのかなと思ったんです。

震災後、気仙沼地方振興事務所の和泉さんたちが一生懸命やったんですがね、50箇所試験的にやったんですが、あまりいい結果じゃないということでですね。やはり暖かい時でないとうまくないようなことも言っておりまして、身入りの良いうにを獲ってさらに畜養させたんです。その後も販売方法が思うように伸びませんでしてね、停滞しているというのが現実ですね。

○關会長

なお改善されるといいですね。

○高橋（一）委員

私、南三陸町ですが、今盛んに生産されているわかめ等ですね、くきやわかめの残渣をブロックごとに区切りまして、天然のうにに餌を食べさせて、5月の連休から水揚げということになります。

○關会長

はい、どうもありがとうございました。

大いに展開を願いたいと思います。

他にございませんか。

はい、高橋委員。

○高橋（平）委員

1点目として、2ページ目から3ページ目の表についてですけれども、真ん中の漁業時期ありますよね。先ほどの御説明で水産庁の指導で、できるだけ操業の実態にあわせて漁業時期を記載するということで、時期が異なって記載してあるのですが、基本的には1年間できるように記載していると思うんですね。ただ3ページの一番下、潜水器漁業（うに）につきましては、6月1日から8月31日まで、ここだけ3か月間になっているのですが、これはどうしてなんでしょうか。

○水産業振興課 永木技術主任主査

基本的にこちらの操業時期につきましては、事前に各組合・各支所の方に聞き取りをして、この時期にやるということで、予定にあわせて記載させていただいております。なお、146号のところですけれども、7ページの表を見ていただくと、宮戸・宮戸西部ということでこちらの漁場になっております。

○高橋（平）委員

3か月間ということでよろしいわけですね。

○水産業振興課 永木技術主任主査

はい。3か月間ということで。事前の聞き取りでございます。

○高橋（平）委員

分かりました。はい。

あともうひとつ、4ページの一番下にありますあわび等の水揚げ統計の表ございます。そのうち、なまこ類なんですけれども、平成19年から平成30年までデータ無しとあるんですが、このデータの出典というのはどちらなんでしょうか。

○水産業振興課 永木技術主任主査

データの出典につきましては、国の方でとつてあります農林水産統計となっております。

○高橋（平）委員

そこにはデータがないというわけですか。

○水産業振興課 永木技術主任主査

はい。具体的な事情は存じ上げないのですが、この時期は調査をしなかった、データをとらなかったということだと思います。

○高橋（平）委員

分かりました。

○關会長

他にございませんでしょうか。

よろしいですか。

私からひとつ確認ですけど、先ほどの説明で、8ページの知事許可漁業の変更の許可に関する取扱方針ということで御説明いただいたんですが、これによると、今回の制限措置に適合しなくともこの指示に従って変更することはあり得るとの理解をしたのですが、その場合は、どこでどういう変更されたのかというのをできれば後で御報告いただければありがたいと思うのですが。

○水産業振興課 芳賀技術補佐

ただいまの会長からの御意見、最もだと思いますので、9月1日の免許後、変更の許可があった場合には委員会の方に結果を御報告するような形で作業を進めたいと思います。

○關会長

どうもありがとうございます。よろしくお願ひします。

その他御質問ありませんか。よろしいですか。

なければ、潜水器漁業の制限措置（案）等については、県から諮問のあったとおり、原案どおりで差し支えない旨、答申することに御異議ございませんか。

○各委員

異議なし。

○關会長

ありがとうございます。よって、異議なしと認め、令和5年4月20日付け水振第66号により諮問のあったことについては、原案どおりで差し支えない旨答申することいたします

○關会長

次に、報告事項に移ります。

報告事項（1）「第39回太平洋広域漁業調整委員会について」を上程します。事務局から説明願います。千葉さんお願いします。

○事務局 千葉主査

私の方から、報告事項（1）第39回太平洋広域漁業調整委員会について御説明させていただきます。

資料1枚おめくりいただきまして、第39回太平洋広域漁業調整委員会についての概要というページを御覧いただきたいと思います。先ほど、会長の御挨拶にもありましたけれども、令和5年3月15日にWEBの方で太平洋広域漁業調整委員会の方が開催されまして、議題については異議なく承認されたところでございます。概要は以下のとおりであります、下の方に移っていただきますと、まず、議題としては、（1）と（2）とあります（1）が太平洋クロマグロの遊漁に関する委員会指示について、（2）といたしまして太平洋南部キンメダイに関する委員会指示について、こちら2点についての報告がございました。該当するページですね、後ろの方に委員会当日の資料の方一緒に配布しておりますので、そちらのページ数に沿った形で概要の方を作成させていただきましたので、後ほど御確認いただければと思います。

まず、（1）の太平洋クロマグロの遊漁に関する委員会指示について、こちらは、水産庁の方より説明がありまして、異議なく承認されたところでございます。概要としましては、令和3年6月1日から太平洋広域漁業調整委員会指示によりまして、小型魚の採捕禁止、大型魚の採捕量報告、資源管理の枠組みに支障をきたす恐れがある場合は採捕禁止等の措置を行ってきたところでございまして、今回、現行の委員会指示の有効期間が令和5年3月31日までのため、令和5年4月以降の委員会指示を発出するものとなってございました。変更点につきましては、下にあります丸2つですね、まず1つ目が、大型魚の報告期限、こちらを今まで10日だったものを5日に短縮ということになっております。理由としましては、早めに採捕停止命令を出しても、事後報告が積み上がりてしまい、枠を超過してしまうことがあったということでこのようになったということです。有効期間

の方については、先ほど申し上げましたとおり、令和5年4月1日から令和6年3月31日までに変更ということになります。

委員会指示には載らない部分ではございますが、大型魚の採捕期間の考え方をこれまでの実績を考慮いたしまして、変更させていただくということで御報告がありました。

遊漁団体の方も当日出席しておりまして、そちらの方からの意見として、キャッチアンドリリースによる釣りについての御意見がありましたけれども、水産庁の方から、採捕禁止期間に獲るか分からぬ中で、基本的には獲ってはいけない魚を狙って獲る行為が認められていないということ、また、釣っていい期間は陸揚げをそもそもしていないので、報告すべき重量が把握できないといった発言がありました。その他にも、他県の海区委員さんからも厳しい御意見があったところでございます。

(2) の太平洋南部キンメダイに関する委員会指示について、こちらも水産庁の方から説明がございまして、異議なく承認されたところでございます。概要としましては、漁業者協議会において、資源管理に関する議論を重ねているところで、令和4年度は資源評価結果の公表があったため、関係地区に浜回りをした結果及び今後の資源管理についての説明を行っているとのことでした。新たな資源管理の手法は、水産政策審議会の中で、漁獲量報告の収集は現場に負担がかからない方法、資源評価手法の高度化、本資源を利用している全ての地区で行うこと等を整理して、報告すること。今後は関係者の理解と協力が得られるよう調整を進めていくという説明がございました。

次のページに行っていただきまして、各地域での更なる取組強化、遊漁の影響を把握、許可化の検討を議論するということ。関連する委員の方から、TAC導入に向けていろいろな問題点を解決した上で進めてほしいというような発言がありました。

(3) その他としまして、①、②とあるんですけれども、まず①として、令和5年度資源管理関係予算について、水産庁から御説明がありまして、特に質疑等はございませんでした。②その他といたしまして、水産庁の方より、今後の開催について以下のとおり提案があったということで、まず一つ目としては、現在、広域漁業調整委員会の方を11月頃及び3月頃に開催しているんですけども、11月の委員会の方は報告事項のみであるため、資料の送付という形で対応できないかということがあり、3月の委員会については、次年度の委員会指示の検討もあるため、現行どおり開催するということで、11月の方は、柔軟に対応するということで決定されました。また、海洋環境の変化や資源評価の公表のタイミングもあるため、開催月を決めずに柔軟に開催できることとしたいとの説明がございました。

簡単ではございますけれども、私からの報告を終わらせていただきます。

○關会長

ありがとうございました。

事務局から説明が終わりましたので、質疑に入ります。

御質問等ありましたら御発言願います。

なお、発言に際しましては先ほどと同様にお願いします。

御意見、御質問はございませんか。

私の出席出来なくて、WEBですけれども出張で出られなかつたんですが、千葉さん

の今の御説明で充足出来ていると思います。

遊漁の方々はやっぱり遊びたい、釣りたいという意欲が強いんですが、漁業者は非常に厳しくそれを捉えてまして、これほど財源になるくろまぐろを漁獲制限受けているので、それに対して、遊漁者はそのような厳しい状況を理解していないのではないかという空気が強かったのですが、もっと時間をかけて双方の理解を深めていかないといけない状況のようですが、漁業者に対して、遊漁者は実際に漁獲している数量を正確に把握することがまだ整っていない。どこかの遊漁者がどこかの団体に属して管理されているというところでもない状況が続いているので、今のような論議が沸騰している状況と理解しています。今後、やはり遊漁をする方の認識が資源とか生態系に意識を払うような理解を深めていくような状況がないといけないと、それを伝えていくことが、これから重要なと思っております。

他に御意見等ありませんか。

はい。岩沼委員。

○岩沼会長代理

遊漁者のくろまぐろを釣るというのは、我々でいうめじまぐろなのか中鮪なのか、どれくらいの大きさのまぐろなのかお分かりなんですか。

○關会長

どなたかお答えできますか。

はい。佐藤課長お願いします。

○水産業基盤整備課 佐藤課長

小型魚、大型魚の境は、30kgでやってございます。ですので、管理当初に40kgで切っている市場とか30kgで切っている市場とかいろいろあったんですけども、30kgというふうに大型魚、小型魚の境目はそういうふうに解されております。

○岩沼会長代理

ということは、中鮪クラスですよね。大きくても。昔我々が言う。

○水産業基盤整備課 佐藤課長

現場の市場だと、30kgまでめじと言っている市場と40kgまでをめじと言っている市場とがあって、県内でもその辺のずれがあったんですけども、30kgを境ということで、現場の漁業者の方々も市場の方々もだいぶそれで定着してきています。

○岩沼会長代理

ありがとうございました。

○關会長

はい。よろしいですね。

その他ございませんか。

質問なければ、報告事項（1）「第39回太平洋広域漁業調整委員会について」は、これまでとします。

○關会長

次に、報告事項（2）「令和5年度水産関係業務主要施策の概要について」を上程いたします。県から説明願います。

阿部課長お願いします。

○水産業振興課 阿部課長

報告事項（2）「令和5年度水産関係業務主要施策の概要について」説明申し上げます。

はじめに、資料の一番右側の青い欄を御覧ください。A3版の資料でございます。県では、令和2年度に第Ⅲ期の水産基本計画を策定しております。この中で、本県水産業の成長産業化を図る上で、目指すべき姿、これを環境と調和した持続可能で活力ある水産業の確立ということと定めてございます。

その左側に、その達成に向けた指標といたしまして、8つの目標を挙げてございます。それぞれ、黒文字で記載している現状値と赤の文字で記載しております令和12年までに達成すべき目標値を示してございます。この目標の達成に向けて、資料の一番左側になります水産業の各分野を左上の方から、漁業・養殖業、流通・加工業、漁村・漁港、漁場・資源の4つに区分しまして、それぞれの基本方向を示し、必要な施策を講じることとしてございます。それでは、その4つの基本方向に沿って、区分ごとに現状と課題、そして、関連施策について御説明申し上げます。

左上でございます。漁業・養殖業に係る現状と課題でございます。震災で被害を受けました本県の漁業・養殖業は、漁業産出額等の指標においては、平成29年までに震災前の水準に回復したものの、近年の海洋環境の変化により、さんま、秋さけの不漁や、ロシア・ウクライナ情勢等による燃油・資材価格の高騰等の影響によりまして、漁業経営は厳しい状況にございます。一方で、たちうおやちだい等の暖水性魚種の水揚げが増えていることから、これらを漁獲できる新しい漁業への転換や海水温上昇を見据えた新たな養殖種の開発が求められてございます。このため、漁業・養殖分野における基本方向を、持続的で収益性が高く、創造的な漁業・養殖生産体制の確立として、左から3列目に記載してございます。関連施策に記載した3つの施策を、遠洋・沖合漁業におきましては、1といたしまして、操業コストの削減と労働環境の改善、その下、沿岸漁業におきましては、2の資源の有効活用など収益性の高い漁業への転換、その下でございます、養殖業におきましては、3の収益性が高く環境負荷の少ない養殖生産への転換を図るべく、各種施策を実施してございます。

その下でございます。流通・加工業についてでございます。主要5漁港（気仙沼・南三陸・女川・石巻・塩竈）に高度衛生管理型魚市場が整備されまして、生産体制の復旧は完了してございます。また、令和2年におきます本県の水産加工品の出荷額は、震災前の9割まで回復してございます。一方、新型コロナウイルスによる外食需要の減少や、巣ごもり需要の増加等、水産物の消費形態の変化やロシア・ウクライナ情勢による燃油・電気料金の

高騰、漁船漁業の不漁による加工原魚不足等が生じていることから、水産加工の販路開拓・拡大、加工原魚の安定確保等、更なる生産性の向上や経営改善・強化が求められているところでございます。このため、この基本方向としましては、社会・経済環境の変化に対応できる流通・加工業の体制構築と水産物の販売力強化として、4つの施策、水産加工業者等の経営安定化、その下でございます国内・海外への積極的な販路の開拓、地域で稼ぐ力の強化、水産都市の活力強化を展開し、各種事業を実施しております。

その下、漁村・漁港についてでございます。近年の漁船の大型化への対応や、激甚化・頻発化する自然災害に対する被害軽減対策のほか、漁港施設の長寿命化対策、漁港を取り巻く環境の変化に対応した対策が必要となってございます。また、漁業の根幹を成します漁村地域の活性化やコミュニティの維持、にぎわいの創出を図るため、漁港施設の利用・管理に係るルールの策定や新しい視点での利用検討、漁村地域を支える担い手の安定確保に向けた取組を進めていく必要がございます。このため、この分野の基本方向を将来にわたって持続する活力ある漁業地域とそれを支える人づくりといたしまして、4つの施策、防災機能強化と新たな視点での漁港等の利活用、自然環境や地域資源を活かした漁村地域の活性化、新規就業者・担い手の確保・育成、地域をけん引するリーダーの育成、地域における女性の活躍、持続可能な強い経営体への移行と経営の高度化を展開することとしてございます。

最後に、漁場・資源についてでございます。津波により流出したガレキにつきましては、沿岸域ではおおむね回収が完了してございます。しかし、未だに沖合においては残存するガレキ回収を継続する必要がございます。また、藻場造成の推進やブルーカーボンによるCO₂吸収など、海洋環境保全の取組が求められているほか、重要な資源でございますあわびの種苗生産や回帰率が著しく低下しているさけ増殖事業による資源造成等に取組んでいく必要がございます。このため、この分野の基本方向を海の豊かさを守り支える資源管理と漁場・水域環境保全の推進といたしまして、3つの施策、生産力の高い漁場の整備や水域環境の保全、先端技術等を活用した資源管理の高度化と資源の造成、ブルーカーボンによるCO₂吸収や海洋プラスチックごみ対策等、海洋環境の保全に寄与する取組の推進。以上1~4の施策を関連施策として掲げまして、各種事業を展開しているところでございます。

次に、資料の上段に、黄色に着色しました令和5年度に実施する主な事業について、説明いたします。上段の青の枠を御覧ください。こちらは、漁業・養殖業に関連する主な事業を示しております。各事業の前に、◆印、●印、■印を表示しておりますが、これは、事業の担当する課・室を示しております。資料の上に、凡例を示しております。

1つ目の漁船漁業復興完遂サポート事業は、令和5年度の新規事業でございます。海洋環境の変化に対応した新たな操業体制への転換、漁業の転換支援や資源量調査等を行うこととしております。

2つ目の持続可能なみやぎの養殖振興事業は、本県における主要養殖種でございますかき、ぎんざけ等の技術開発やのり、わかめ、ほや等の幼生の発生状況のモニタリング、国際競争力を高めるための国際認証（ASC、MSC等）の取得支援を行うものでございます。

3つ目の海水温上昇に対応した持続的養殖探索事業・新たな水産資源活用事業は2つの事業となってございます。沿岸海水温の上昇に対応しましたあかもく、ひじき、だるす等

の新しい養殖種の探索や、北海道等から移入するほたて貝種苗を県内で確保するための支援、このほか、新規事業として暖水性魚種であるたちうお、ちだい等新たな加工原魚の資源としての活用の可能性の探索、加工技術の開発を行うものでございます。

4つ目の水産業の成長産業化に向けた養殖生産体制強化事業は、石巻渡波にございます県水産技術総合センターの敷地内に、新たに閉鎖循環式陸上養殖研究施設を整備するものでございます。令和4年度、5年度の2ヶ年事業となっておりまして、今年度内に完成する予定となってございます。

5つ目の新たな生産基盤創出のための陸上養殖技術開発事業は、これは新規事業でございまして、陸上養殖研究施設を活用し、本県を代表とします養殖ぎんざけ等の親魚の成熟、採卵、種苗生産に係る技術開発、技術普及を予定してございます。

6つ目の水産業の持続的な発展を実現するための陸上養殖経営体育成事業は、こちらも新規事業となってございます。陸上養殖研究施設で得た飼育技術等の普及啓発等を行うとともに、閉鎖循環式陸上養殖システムを導入し生産する漁業者の方などの設備導入に対して、支援を行うものでございます。

次に、紫色の点線枠に示しているスマート水産業推進プロジェクトを御覧願います。こちらは、漁業・養殖業と流通・加工業に関連しますので、両分野の中間に記載してございます。スマート水産業推進プロジェクトは、水産基本計画の重点プロジェクト5つのうちの1つとして位置付けしております。省力化・省人化などを図るため、AI、ICT等を活用し、ドローン活用によるのり漁場のリモートセンシング、生育状況の自動観測や魚市場へのAI自動魚種選別機の導入促進等により、水産業のスマート化の推進に向けて取り組むこととしてございます。

次に、中段のピンクの枠を御覧願います。流通・加工業に関連する事業でございます。

1つ目でございます。HACCP等対応施設整備支援事業は、海外への輸出を促進するため、米国やEU等の輸出先国の衛生管理に対応した施設の新設、改修、機器等の整備等を支援するものでございます。

3つ目でございます。水産業連携活動促進事業、これも新規事業となってございます。水産加工業者皆様が連携し、グループ、チームを組んで行う販促や業務改善等に関する勉強会、セミナー開催等の活動に対して、支援を行うものでございます。

次に、紫色の点線枠でございます。水産物・水産加工品等の販路開拓事業でございます。県産水産物・水産加工品の販路開拓、大規模展示商談会への出展、量販店における販促キャンペーンへの支援のほか、料理教室による魚食普及活動等を推進するものでございます。

次に、青枠を御覧ください。漁村・漁港に関する事業でございます。

1つ目の特定漁港漁場整備事業は、防波堤や岸壁等の機能強化を図るため、改良工事等を行うものでございます。

2つ目の水産物供給基盤機能保全事業は、漁港施設の長寿命化対策、漁港機能の維持・修繕を行うものでございます。

3つ目の新たなみやぎの水産業を創造する人材・経営体育成事業は、減少する漁業担い手確保を図るため、みやぎ漁師カレッジや就業支援フェア、担い手を受け入れする自治体等との連携強化を行いまして、担い手対策に取組むものでございます。

4つ目でございます。次世代漁業人材向け漁船等導入支援事業、これも新規事業となっ

てございます。この事業は、昨年度に国が担い手対策として創設した事業でございます。担い手の独立や経営する際に必要となる漁船・漁具等をリースする場合に、補助されるものでございます。現在、全国で行われている一般の漁船リース事業は2分の1の補助でございますが、本事業は担い手対策として3分の2補助となっており、補助残をリースとして活用していくということになります。これは、昨年度は福島県のみが対象となつてございましたが、宮城県も同様に活用できるよう組合等から相談を受けまして、国に要望した結果、本年度から、青森県から千葉県までの6県を対象に認められた事業でございます。

最後に、緑色の枠を御覧願います。こちらは、漁場・資源に係る事業でございます。

2つ目でございますが、持続可能なみやぎの漁場環境づくり推進事業は、貝毒等の有害プランクトンの分布調査やマイクロプラスチックなどの海洋ごみによる海洋汚染調査、二酸化炭素削減を図るためにブルーカーボン推進プロジェクトによる藻場の造成、保全、海藻養殖の増産に向けた取組を推進するものでございます。

4つ目の栽培漁業種苗放流支援事業は、あわび、さけ等の種苗放流実施に対しての事業となってございます。

5つ目の秋さけ来遊資源安定化推進事業は、低迷しておりますさけ資源の回復を図るために、稚魚の買上、回帰率向上に向けた調査等、秋さけ資源の安定化を図るものとなってございます。

6つ目でございます。みやぎの水産業復興・漁場環境対策事業は、新規事業となってございます。効果的な資源保護を図るために、仙台湾での底質やかれいなどの産卵状況調査のほか、松島湾におけるかき斃死原因を究明するため水質・底質等の調査を行うものでございます。

令和5年度につきましては、ただ今説明いたしましたこれらの事業に取り組みまして、水産基本計画の最終目標でございます環境と調和した持続可能で活力ある水産業の確立の実現に向けて取り組んでまいります。

委員皆様の御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。水産関係業務主要施策の概要につきましては以上となります。

○關会長

はい。阿部課長、大変長い説明御苦労様でした。ありがとうございました。

県からの説明が終わりましたので質疑に入ります。

御質問ございましたら御発言願います。なお、発言に際しましてはこれまでの説明のとおりお願いします。何か御質問ありますか。

はい、館田委員。

○館田委員

2つ質問があるんですけども、まず1つ目は、この事業全体としてどれくらいの事業費になっているか、足し算がちょっとできなかつたので教えていただきたいのと、県の全体予算の中で何パーセントぐらいがこの水産業に割当られているのか、もしお分かりであれば教えていただきたいのがまずひとつです。

○水産業振興課 阿部課長

いろいろな金額の積上げ方がございますが、概ね事業費ベースでいきますと、ただ今説明しましたこの事業の全体が、42～43億ぐらいになっております。当初予算でそれくらいになっております。その他、必要に応じまして補正予算というのがございますが、当初予算では40数億ということです。県全体の予算は確認させてください。

○館田委員

ありがとうございます。2つ目はですね、一番右側の目標指標の中の下から3つ目なんですけれども、産業と環境の調和に貢献する海藻養殖の増殖・藻場の造成及びCO₂削減効果のところで、現状のわかめのところですが、23, 447トンがR12で20, 000トンと、これだけ値が減っていますが他は増やしているので、ここだけ見るとわかめは減らしてこんぶを増やしますという目標、理解でよろしいのでしょうかという質問です。

○水産業振興課 阿部課長

この計画を立てたのが令和2年度の現状値が16, 828トンでございまして、それに対して、令和12年で20, 000トンというような数字になっておりますので、今の段階でもうクリアと言いますか、当初の現状値から見て、増えているということです。

○關会長

館田委員、分かりましたか。

○館田委員

令和12年の目標が20, 000トンであったところを、すでにこの目標は達成しているからこういう書き方ということですね。なんとなく減らすように見えてしまうので、もう少し工夫はあった方がいいような気がしました。

○水産業振興課 阿部課長

この指標につきましては、ここでいう20, 000トンというのは、生産量という部分での表示になっております。増産量となっていますが、先ほど御説明しましたとおり、16, 000トンの計画策定時から、もう既に増えているということでございます。

○館田委員

はい。状況は理解できました。なんとなく、今こんなに獲れているのに減らすのかなというふうに見えなくもないなということでございます。そういう意味ではないということですが、例えば、23, 000トンでもいいということなんですね。

○水産業振興課 阿部課長

表現の仕方で、当初の計画に対しての今の生産量を示せば増えておりますけど、令和2年度の生産量の表記の仕方になっているので、減っているように見えているということになります。

○關会長

何か注釈を付けていただくか、誤解を招かないように県の計画が減量させるような目標というように理解されないようにしていただければと思います。

他にございませんか。

私から 1 つお尋ねしたいのが、漁業者の新規就業者数というのが養殖業で年間 19人が令和 2 年の現状で、それが令和 1 2 年は 24 人年間新規就業者となっております。これ、9 年間、新規就業者 19 人増えると 171 名になるのですが、現状そのように増えているのでしょうか。

○水産業振興課 阿部課長

県では、漁師カレッジ等担い手確保に取り組んでいる一方、これらを活用しないで新規就業される方もございます。直近でいきますと、沿岸の漁船漁業、養殖業に分けていきますと、令和元年は養殖業で 29 人、令和 2 年で 25 人、令和 3 年で 19 人、漁船漁業では令和元年で 6 人、令和 2 年で 15 人、令和 3 年度で 12 人となってございまして、震災以降、養殖業・漁船漁業含めまして 411 人が沿岸漁業に就業しているというような状況になってございます。

○關会長

すると、宮城県では漁業者の減少はないのですか。

○水産業振興課 阿部課長

震災後、漁業者の方は、4,000 人から 2,300 人に減ってございまして、その 2,300 人で推移しているという状況になります。

○關会長

そうすると、お辞めになる方も同じくらいいるということですね。

○水産業振興課 阿部課長

今、平成 30 年度の漁業センサスで 2,300 人ほどになっているということでござります。

○關会長

要するに、令和 12 年度にはこのように増えていった結果、漁業者は最終的にどれぐらいになるかというのが分からぬので今お尋ねしたんのですが。

○水産業振興課 阿部課長

2,300 人の宮城県の漁業者の方の 3 割弱の方が後継者がいるのですが、7 割の方が漁業後継者がいないと。ということは、このまま進んでいけば、3 割に減っていくと。

○關会長

じゃあ減るんですね。じゃあこの目標値はまだまだ低いと理解せざるを得ないんですね。

○水産業振興課 阿部課長

ただ、今の漁業者の方の人数が経営を維持していくための所得を十分に確保できているかという問題もございますので、この計画では、沿岸の漁船漁業・養殖業の方の継続できる所得を設定しまして、それに見合う形の漁業者を求めて、それに足りない分、新規就業者を補充していくって維持していくというか持続的な漁業を目指していくというような形になつてございます。

○關会長

人数が減った分、一人一人の収入が増えるように努力いただきますと理解いたしました。
ぜひ頑張っていただきたいと思います。

他にございませんか。

はい、鈴木委員。

○鈴木委員

今の会長の質問に関連があるかと思うんですけども、次世代漁業人材向け漁船等導入支援事業という説明を聞いたんですけど、これは、新規の方のみが対象なんですか。それとも後継者とか、その点どうなんでしょうか。

○水産業振興課 阿部課長

イメージといたしましては、例えば、今、親方と息子さんが操業しています。息子さんが独立します。その時に、親父さんが自分の船を持っている。息子さんが新しく漁船を取得しなければならないと。養殖施設等も取得しなければならないと。そういう場合に、この次世代型の事業が活用できるような形になります。それで、先ほども説明しましたが、一般的の漁船リース事業は事業費の半分が補助されまして、その半分をリースで支払っていくというような形なんですが、この扱い手対策は、今のような形であれば、事業費の4分の3が補助されまして、4分の1をリースで払っていくというような形になります。

○鈴木委員

そうするとあれですか、息子に限らず、地域地域で研修とか漁業者になりたいという方が扱い手みたく来ているんですけど、そういう方々が独立してやりたいという方もいるんですよ。そういう時はそういう方も当然対象だという理解でよろしいでしょうか。

○水産業振興課 阿部課長

この補助を受けられるのは、親方の方に入って行う事業があります。その事業を実施した方が独立する際に受けられるということになっていまして、その研修を受けない方はこの補助の対象にならないということです。

○鈴木委員

研修というのは。

○水産業振興課 阿部課長

1年以上親方について研修した方。

○鈴木委員

分かりました。ありがとうございます。

○關会長

はい。他にございませんか。

はい、平井委員。

○平井委員

右側の黄色の枠の一番上のところらへんの新規と書いてあるところ、近年の沿岸漁業の不漁対策みたいな意味合いが大きいところだと思うんですけれど、何年か前に不漁対策の問題検討会があって、いくつかの答えが出されて、どうやらマルチシップみたいなイメージを出されたりしましたけれども、なかなかすぐに効果がないので、たぶんこれ一番上の新規というのは新たな漁具かなんかを準備するようなイメージなんですかね。それから3つ目が、それをどういうふうに使っていくかという方法で、たぶん2つの関係非常に大事だと思うんですが、質問としては、具体的にはどういうふうな新しい、もしくは準備できなかった漁具を支援のようなかたちでやっていって、どういう魚種を狙っていくことを想定されているんでしょうか。

○水産業振興課 阿部課長

一番上の漁船漁業復興完遂サポート事業の方でございますが、これは1回目の不漁対策検討会を県でも開催いたしました。その中で、今検討している部分は、沿岸の5トン、10トンクラスの船につきましては、今南の方から北上しておりますとらふぐへの魚種転換、それに係るラインホーラーや必要な漁具、そういうものをイメージしてございます。19トンクラスの大きい船につきましては、沿岸100海里くらいの遠くのさめ類のはえ縄、それも規模が大きいので数千万ぐらいの漁具費、設備がかかるので、それの支援ということを想定しておりますが、いずれもすぐできるものではございませんので、そこで既存で操業している方がいますから、いろいろ操業ルールとか操業方法を既存の漁業者の合意の上、行っていかなければいけないと。予算は確保できましたが、その辺の調整は別途やる必要があります。

あと、3つ目の部分新たな水産資源の活用、これは、どちらかというと水産加工をイメージした事業でございます。南方系の魚とか、あとは既存で漁獲されていますが利用価値が少ない魚種、これらを加工原魚として何とか活用できないかというような取組はこれらの3つ目の事業で想定しております。

○關会長

平井委員、よろしいですか。
他にございませんか。
はい、阿部課長どうぞ。

○水産業振興課 阿部課長

先ほどの予算の関係でございました。宮城県の令和5年度の当初予算一般会計で1兆792億円ということですから、それに比べれば40数億というと小さいですが、水産の分野では、かなり新規事業を増やして何とか漁業者側、水産加工側の持続可能な部分で支援するというような予算の組立になっているかと思います。

○關会長

館田委員、よろしいですか。
まあ、水産業伸ばして人も増やして、もっと比率を上げましょう。
岩沼委員。

○岩沼会長代理

これとはちょっと関わりがあるか分からぬのですが、今度処理水を流しますとなつた時に、我々魚屋の全国大会ではよくお話に出るんですが、まあ漁業者の組合長さん達反対というのは、それはごもっともの話なんですが、何かマスコミに踊らされてものすごく悪いものを流すみたいことで消費者が騒いでしまったりするんで、逆に、流すということは決まっているので、どれだけ安全なものなのかということをもっと強調していただいて、マスコミにのせられてバンバン騒いでいるということであると、逆に風評被害で売れる魚も売れなくなってしまうということがあるので、その辺のアピールの仕方というかその辺を考えないと、消費者団体の的になってしまふと流した後のこと、これだけ安全なんだということを強調できるような何かがないのかなと。令和5年度のここにそういうのが全然ないので、ひとつお願いをしておこうと。

東京とか関西のお魚屋さんは、「岩沼会長、三陸の魚食わなくても商売できるんです」なんて言われると悲しくなっちゃうので。逆に、この間、1週間から10日前に水経にも載ったと思うんですけど、問御の方々仙台に来て、夜食事会なんかしながらいろんな話をしたんですが、売場が空いているんで被災県3県から、お魚を集めて販売しようということもやっていただくことになりましたんで、東京の小池知事がそういうことをやろうとしているので、そういう中で、やっぱり安全なんだというようなことを、流すことは決まってしまったので、その辺を逆に反対反対だけではなくて、そういうふうにしていただけたらもっといいのかなというふうに小売団体の代表でお願いしときたいと思います。

○關会長

はい。非常に重要なお願いなんですが、この施策の事業内容の中に何か関係するところはありますかね。

はい、阿部課長お願いします。

○水産業振興課 阿部課長

県の方では、安全性を確保するために現在水産物の放射性物質検査を定期的に行っておりまして、ホームページには水産業に関わらず公表してございます。昨年度一年間も基準値をオーバーしたものは全然ございません。PRにつきましては、経産省が中心となって理解醸成というような取組の予算を国で用意しまして、各県に対しての風評防止の取組を行ってございます。宮城県でも親子を対象とした水産物の料理教室とか県産水産物を活用した取組を前年度2月、3月に国と歩調を合わせながら行っております。先ほどの東京での被災県の販売につきましても、うちの方にも東京都から課長さんが来まして、宮城・福島・岩手3県ということで県も中に入りまして、いろいろ消費地市場の関係の皆様にお話しを通して、新年度それに向けて行っていこうというふうな段取りに今なってございます。

○關会長

ということなんですが、岩沼さん、その直接安全性をPRするようなことについては、この水産業振興課の業務以外のことと含まれているのかもしれませんと理解したんですが。

○岩沼会長代理

仙台の中央卸売市場を通った魚というのは、仙台市の保健所の職員を倍以上にして毎日検査しています。だから、安心だとは言うものの、若いお母さん方はあえて安全だと言わざるを得ない。でもその魚を食わせなくていいんじゃないのかというような話もあるんですよ。だから、あんまり漁協の方たちが宮城県で必ず漁協の組合長が反対反対と言うのは、立場上は分かるのですが、あんまりマスコミにのせられないで、反対は分かりますというような感じであんまり騒ぎ立てない方がいいのかなっていうふうに思いますけどね。

○關会長

その事業との関係があるか分かりませんが、漁協さん達の理解もそういう立場を理解いただくようになればいいなと。これ、言論を封ずるのもできないし、唆すのもできないし、やっぱりこれ現状の中で、双方困ったところを解決するように理解を深めていくしかないのかなと思います。特に、水産物を取引されている岩沼会長代理はそのような御希望ですので、そのように皆さん御理解の上、ものが売れるようにいろいろ御配慮いただければと思います。よろしくお願いします。

他にございませんでしょうか。

なければ、報告事項（2）「令和5年度水産関係業務主要施策の概要について」はこれまでとします。

----- 報告事項終了 -----

○關会長

次に、その他に移ります。

県からお願ひします。

○水産業振興課 阿部技術主任主査

私の方から、その他といたしまして、令和4年漁期小型さんま漁船のまいわし採捕結果について御説明させていただきます。資料1枚ものを御覧いただければと思います。

まず、こちらの小型さんま漁船のまいわし採捕ですが、昨年11月の海区委員会において計画の方を御説明させていただきまして、そちらの漁期が終わったということで結果を報告させていただくものです。

まず1番の計画の概要ですが、本県沿岸小型漁船の経営維持・安定を図るため、小型さんま漁船によるまいわしを対象とした棒受網漁業の試験的な操業を令和2年漁期から実施しておりまして、令和4年漁期も特別採捕許可により採捕を行ったものでございます。許可の形態といたしまして、宮城県漁業調整規則に基づく特別採捕許可となってございまして、宮城県小型さんま・いわし漁業者協議会の15隻に対しまして特別採捕許可を発給したものでございます。概要ですが、調査区域だけが令和3年漁期と変わりまして、真ん中の表にあります調査区域なんですけれども、令和4年漁期につきましては中部海域、南部海域とあるんですけれども、中部海域の※にありますように神割崎正東線以南から濤波岐崎正東線以北の海域について水深、それまでは130メートル以深だったんですけれども、令和4年漁期につきましては水深約80メートル以深まで拡大するようなかたちで調査海域を広げて操業したという形になってございます。

2番の採捕結果なんですけれども、令和4年漁期につきましては12隻が12月22日から令和5年の2月25日までの計23日間操業いたしまして、表の方に採捕の実績まとめてございます。左側が令和4年漁期となっておりまして、月ごとの実績をまとめておりまして、12月については500トン程度だったんですけれども、1月にある程度まとまった量がありまして約1,700トン採捕されまして、更に2月も330トン程度の水揚げがあったということで漁期合計では2,537トン水揚げがありまして、水揚げ金額といたしましては2億2,300万円程度水揚げがございました。本漁期については、単価が88円と良好だったため、水揚げ金額も伸びまして、参考の部分に載っているんですけれども、数量としましては対令和3年度比ですが92%でございましたが、金額といたしましては、155%の実績を達成することができたという形になってございます。

あと参考といたしまして、裏面の方に今回の調査対象海域の方載せてございましたので、参考にしていただければと思います。簡単ですが、説明については以上となります。

○關会長

はい。ありがとうございました。

続けて、県からお願ひします。

○水産業振興課 千葉主幹

会の冒頭、長谷川副部長の挨拶にもありましたほや祭りについて、私から改めて簡単ではございますが御紹介させていただきます。

資料、ほや祭りのチラシ御覧ください。県漁協や県などで構成します宮城げんき市実行委員会が主催となりまして、これから旬を迎えるほやをはじめとした県産水産物の需要喚起を目的として、連休中の5月3日（水）仙台市勾当台公園市民広場において4年ぶりと

なります宮城げんき市ほや祭りを開催いたします。当日は、ほやの直売やさまざまなほや料理が楽しめる飲食ブース、また、かきやぎんざけのPRブースのほか、来場者の投票によって決まるほやレシピグランプリ等開催しまして、幅広い年齢層の方々にはほやや県産水産物の魅力、美味しさを強くアピールいたします。県でも、県ブースを設置いたしまして、子供達に、ほややお魚を触って楽しんでいただけるお魚タッチプールなどを置きまして、イベントを盛り上げていきたいと考えております。連休中ではございますが、お時間ございましたらぜひ足を運んでいただき、本県のほや、県産水産物をお楽しみいただければと思います。私からは以上です。

-----その他終了-----

○關会長

はい。どうもありがとうございました。

その他、何かございますか。

なければ、事務局より事務連絡をお願いします。

○事務局 高橋総括次長

それでは、事務局から次回の海区漁業調整委員会の開催日程について連絡させていただきます。次回は、5月23日(火)、午後2時から、場所は県庁9階の第一会議室で開催を予定しております。

事務局からは以上です。

○關会長

本日予定しておりました議題は以上で全て終了しましたので、本日の委員会はこれで終了いたします。どうもありがとうございました。

○事務局 高橋総括次長

關会長、委員の皆様、長時間に亘りまして本日は大変ありがとうございました。

— 委員会終了 —

《議決（決定）事項》

審議事項

潜水器漁業の制限措置（案）等について

報告事項

（1）第39回太平洋広域漁業調整委員会について

（2）令和5年度水産関係業務主要施策の概要について

その他

以上の記録は的確であることを認め署名する。

会長

關 仁夫

署名委員

高橋一郎

署名委員

書記

尾定 誠

清龍上 瑞子